

兵庫県公報

令和6年1月30日 火曜日 第485号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 保安林の指定予定（治山課）	3
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	4
○ 平成29年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）	6
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（同）	7
○ 神戸国際港都建設計画流通業務団地造成事業の認可（同）	7
○ 神戸国際港都建設計画工業団地造成事業の認可（同）	8
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	8
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	8
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	8

公 告

○ 入札公告（広報広聴課）	9
○ 同 上（同）	11
○ 肥料の登録（農産園芸課）	13
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	14
○ 肥料の登録の失効（同）	16
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の縦覧（砂防課）	16
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	18

企業庁公告

○ 入札公告	18
--------	----

選挙管理委員会告示

○ 令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号の訂正	21
○ 令和5年兵庫県選挙管理委員会告示第56号の訂正	22

告 示

兵庫県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市山東町新堂字峠92
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字峠92（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第68号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
仮屋区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	令和6年1月9日
浦区域	総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業	同 上

兵庫県告示第69号

平成29年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

奥池(1)Ⅰ（107000001）の項中別図1を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三条北Ⅰ（107000017）の項中別図10を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第226号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
熊内(4)Ⅰ (101080030)	神戸市中央区熊内町9丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                   | 指定を解除する区域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 奥池(1)Ⅱ<br>(107000004) | 芦屋市奥池町（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |

~~~~~

兵庫県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第92号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
千石ズリ谷Ⅰ (215000009)	宝塚市小林（別図31のとおり）	土石流	別図31のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第1130号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 安積Ⅱ<br>(128020031) | 宍粟市一宮町安積（別図24のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図24のとおり                      |

~~~~~

兵庫県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第1095号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
畦の谷川Ⅰ (228040056)	宍粟市千種町西河内（別図137のとおり）	土石流	別図137のとおり

~~~~~

**兵庫県告示第75号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第369号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                | 指定を解除する区域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 森谷Ⅰ<br>(239010086) | 佐用郡佐用町奥金近（別図137のとおり） | 土石流                 | 別図137のとおり                     |

~~~~~

兵庫県告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県肥料登録第1723号	化成肥料 くみあい有機入り粒状複合653	窒素全量 6.0% りん酸全量 5.0% 内く溶性りん酸 3.0% 加里全量 3.0% 内く溶性加里 2.6% 内水溶性加里 1.6%	同上	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町7番16号	令和12年 1月17日
兵庫県肥料登録第1666号	混合有機質肥料 動物たんばく質肥料(10-4)	窒素全量 10.0% りん酸全量 4.0%	同上	トミクラ産業株式会社 姫路市花田町高木209番地の1	同年 2月4日
兵庫県肥料登録第1724号	混合有機質肥料 粒状有機肥料111F	窒素全量 11.0% りん酸全量 1.0%	同上	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北1丁目8番10号	令和9年 2月5日
兵庫県肥料登録第1568号	なたね油かす及びその粉末 5.3なたね油かす粉末1号	窒素全量 5.3% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%	該当なし	株式会社Jーオイルミルズ 東京都中央区明石町8番1号	令和12年 2月5日
兵庫県肥料登録第1667号	副産動植物質肥料 A有機1号	窒素全量 7.0%	公定規格 のとおり	多木化学株式会社 加古川市別府町緑町2番地	令和9年 2月23日

肥料の登録の失効

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次のとおり肥料登録は失効した。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所
兵庫県肥料登録第1634号	混合有機質肥料	混合有機質肥料5号	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町7番16号

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
門柳C (114020049)	西脇市黒田庄町門柳（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和6年2月5日（月）から同月19日（月）まで

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和6年2月19日（月）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和6年4月19日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齊藤元彦

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 門柳C<br>(114020049) | 西脇市黒田庄町門柳<br>(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 指定の案の閲覧期間

令和6年2月5日（月）から同月19日（月）まで

## 3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

## (3) 提出期限

令和6年2月19日（月）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和6年4月19日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市今市二丁目11番3、13番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町粟津518番地の1
有限会社泰久土地建物 代表取締役 神澤清美
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月28日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1—15号（5高砂）

企業庁公告**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年1月30日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

1 入札に付する事項

(1) 件名

水道用及び工業用水道用薬品の購入

(2) 品目及び数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム	1,538,000キログラム
イ ポリ塩化アルミニウム	5,084,000キログラム
ウ 高機能粉末活性炭（5パーセントWET）	989,570キログラム

(3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
数量は、浄水処理水量、水質等により変動することがある。

(4) 納入期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
各納入場所からの指示により随時納入すること。

(5) 納入場所

多田浄水場（川西市多田院字巖陰6—3 広域水道事務所）
神出浄水場（神戸市西区神出町田井3—1 利水事務所）
三田浄水場（三田市西野上字上通り152 広域水道事務所）
船津浄水場（姫路市船津町字平田4552—1 利水事務所）
市川工業用水道管理所（姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394—13 利水事務所）

(6) 入札方法

前記(2)アからウまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その